

令和2年4月1日

防災・減災対応マニュアル

社会福祉法人松風会

社会福祉法人松風会総合防災対策規程第8条第1項第2号に基づき、自然災害である「震災」と「風水害」の防災・減災対応マニュアルを定めます。

このマニュアルは、災害を完全に防ぐのではなく、ある意味自然現象である災害発生を受け入れたうえで、被害を最小限に食い止めるという「減災」という考え方を取り入れたものです。

1 「震災」対応

1-1 地震発生前の対応

(1) 施設の周辺で、災害時危険な場所をあらかじめ知る。

普段住んでいる場所でも、たちまち危険な場所になってしまう可能性もありますので、あらかじめ知ること用に心がけします。

彦根市が公開している避難所への経路などを参考に、事前に学習するようにします。

(2) 部屋の家具などの固定や割れやすい物が身体の周辺に無いかどうか確認します。

地震がおきたとき、家具などの下敷きになって命を落とす危険があることを認識し、転倒防止器具を取り付けるなど、事前に備えるようにします。

また、コップなどのガラス容器が身体の周辺にあった場合、地震により体に落ちて割れるなどにより、怪我をする危険が高まります。このようなリスクに対応するため、日頃から割れやすい物は置く場所を考えておくように心がけします。

(3) 地震への備え

地震発生時に、自分の命を守るための防災グッズや非常持ち出し袋を備えておくようにします。

(4) 地震発生時の連絡体制の確認

地震発生後の安否確認が出来るように、日頃から災害時の連絡方法などを確認しておきます。

1-2 地震発生後の対応

(1) 安全確保（入居者及び職員）

強い揺れが起きたときには、机やこたつなどの下で頭部を中心として身体を守ります。職員は、自らの安全を確保するとともに、入居者に対する声掛けなどにより安全を図ります。

揺れが収まってきたら、入居者及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当てを施します。また、不幸にも死者が出た場合は、入居者から隔離して安置します。

(2) 入居者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、入居者の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。入居者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による二次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

震災により火災が施設内外で発生した場合は、入居者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

また、避難に際しては入居者情報（氏名、住所、保証人などの連絡先、既往症、服薬、食事形態などの情報）を備え付けるとともに、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させたことの確認を行うように努めます。

(3) 職員の人員の確保

夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集します。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者として、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）のために、バッテリーが十分に充電されているかどうか定期的に確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害（入居者、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の彦根市福祉保健部社会福祉課に報告します。また、医療機関、消防など、必要に応じて関係機関と連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請なども行います。

(6) 保証人への連絡

入居者の安否を、必要に応じて保証人に伝えます。

また、デイサービス利用者の保証人に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ保証人と帰宅方法については調整を行います。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災場所やその状況を記録します。後日必要となる場合があるので、写真は必ず撮っておきます。

2 「風水害」対応

1-1 災害発生前の対応

(1) 施設の周辺で、災害時危険な場所をあらかじめ知る。

普段住んでいる場所でも、たちまち危険な場所になってしまう可能性もありますので、あらかじめ知ること用に心がけます。

彦根市が公開しているハザードマップや避難所への経路などを参考に、事前に学習するようにします。

(2) 災害の怖さを知る

災害の怖さを知ることが重要であることから、災害に関する本を読んだり、防災訓練に積極的に参加する等、防災意識を高めるようにします。

(3) 災害への備え

災害発生時に、自分の命を守るための防災グッズや非常持ち出し袋を備えておくようにします。

(4) 災害発生時の連絡体制の確認

災害発生後の安否確認が出来るように、日頃から災害時の連絡方法などを確認しておきます。

1-2 災害発生後の対応

(1) 安全確保（入居者及び職員）

台風の接近などにより被害が想定できる場合は、気象情報に十分注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難するとともに、入居者及び職員の安否を確認します。

また、集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保するとともに、入居者に対する声掛けなどにより安全を図ります。なお、彦根市ハザードマップより、当施設では3階以上に避難すれば安全であることから、一時避難場所として当施設の3階以上を緊急避難場所とし、入居者を避難させます。

重傷者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、入居者から隔離して安置します。

(2) 入居者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、入居者の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。入居者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の

対応も、あらかじめ定めておきます。

また、避難に際しては入居者情報（氏名、住所、保証人などの連絡先、既往症、服薬、食事形態などの情報）を備え付けるとともに、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させたことの確認を行うように努めます。

（３）職員の人員の確保

台風の接近などにより被害が想定できる場合は、夜間でも、あらかじめ職員体制を整えておきます。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者として、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

（４）停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）のために、バッテリーが十分に充電されているかどうか定期的に確認します。

（５）関係機関との連絡調整

被害（入居者、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の彦根市福祉保健部社会福祉課に報告します。また、医療機関、消防など、必要に応じて関係機関と連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請なども行います。

（６）保証人への連絡

入居者の安否を、必要に応じて保証人に伝えます。

また、デイサービス利用者の保証人に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ保証人と帰宅方法については調整を行います。

（７）施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災場所やその状況を記録します。後日必要となる場合があるので、写真は必ず撮っておきます。

3 防災教育及び訓練の実施

（１）避難誘導にあたっては、入居者の障害の特性に応じた適切な対応をあらかじめ定めて訓練します。

<対応例>

- 自力歩行が困難な方の避難介助
- 口頭呼びかけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- パニックなどによる二次被害の防止

(2) 職員及び入居者に対し、震災や風水害の危険性や震災や風水害による災害事例などを含めた防災に関する普及・啓発を定期的を実施します。また、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練も実施します。

(3) 災害や電力不足による停電を想定し、人工呼吸器など医療機器の動作確認など、必要な訓練も実施します。

(4) 地域住民とともに、万が一の際に相互協力ができる関係を構築します。

(5) 具体的な訓練内容

以下の事項を訓練に盛り込みます。

- ①地震発生時の初期対応に関すること
- ②災害対策本部の設置に関すること
- ③情報の収集、伝達に関すること
- ④火災発生時の対応に関すること
- ⑤救出救護に関すること
- ⑥通報・初期消火・避難に関すること
- ⑦風水害等の災害に関すること